

水先の利用者(船社又は代理店等)



水先に係る指名

(水先の利用者が、水先を求めるに当たって、水先人について一定の条件を付すこと)

伊勢三河湾水先区水先人会

(水先の利用者からの水先の求めを一元的に受け付け、輪番制により配乗)

指名受付条件(※)を加えた引受事務要領を適用することにより、水先の利用者が、水先に係る指名により水先を利用することを困難にしている(平成20年4月1日以降)

(※)指名受付条件(水先に係る指名を受け付ける条件)は

- * 会員が当直表上の休暇中でないこと
- * 1日ごとに水先に係る指名を受け付ける数について伊勢三河湾水先区水先人会が定める上限を超えないこと等

グループ指名については

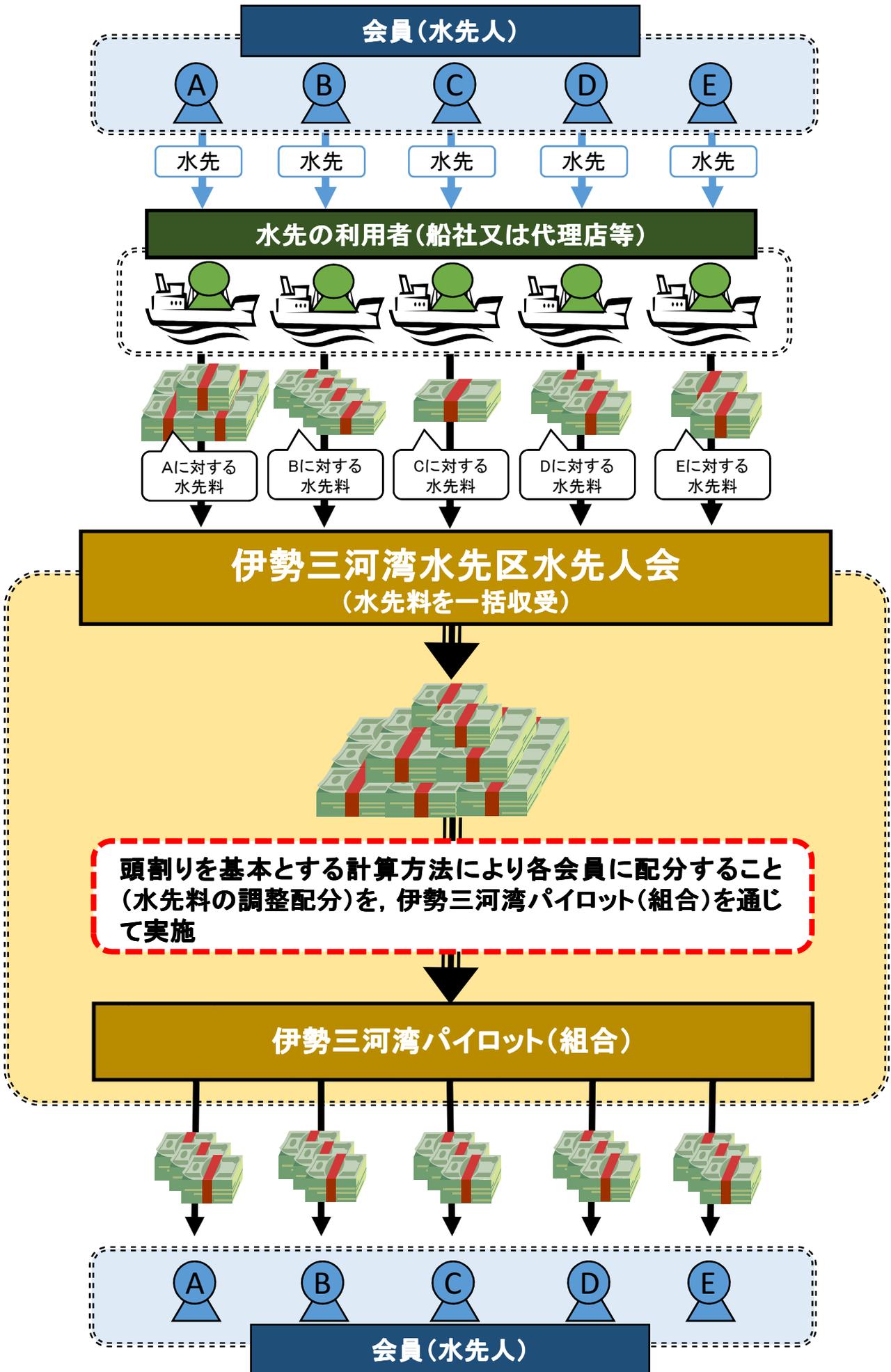
- * 既存のグループを、伊勢三河湾水先区水先人会が指定した会員から成るグループに併合
- * 遅くとも平成22年9月頃までに、会員の大部分を単一のグループに属するよう指定し、それ以降、当該グループに属していることを条件とするもののみを受け付け、輪番制により配乗

各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限



会員(水先人)

2 水先料の調整配分(概要)



3 過去の事業者団体による構成事業者の機能又は活動を不当に制限した事件

件名 審決（命令）年月日 （勧告 ^{（注）} 年月日）	内容
平成19年（措）第10号 （社）滋賀県薬剤師会に対する件 平成19年6月18日	滋賀県内において医薬品の販売事業を営む薬局開設者等のうち、（社）滋賀県薬剤師会の正会員である管理薬剤師であって、個人で自ら業として医薬品の販売を行う薬局開設者等に対し、新聞折り込み広告に一般用医薬品の販売価格を表示しないようにさせている。
平成16年（勸）第18号 （社）四日市医師会に対する件 平成16年7月27日 （平成16年6月21日）	① 会員が65歳未満の者に対して行うインフルエンザ予防接種の料金を、1件につき3,800円以上とすることを決定している。 ② 会員の行う医療機関の開設、診療科目の増設及び病床の増床を制限することにより、会員の機能又は活動を不当に制限している。
平成16年（勸）第17号 三重県社会保険労務士会に対する件 平成16年7月12日 （平成16年6月17日）	会員のダイレクトメール、ファクシミリ等による広告活動及び会員が顧客を獲得するための活動を制限している。
平成15年（勸）第14号 全国病院用食材卸売業協同組合に対する件 平成15年4月9日 （平成15年3月14日）	組合員に対し、同組合又は賛助会員から購入した治療用食品の販売地域を制限している。

（注） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）による改正前の独占禁止法第48条の規定に基づく勧告をいう。

4 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年法律第五十四号）

〔定義〕

第二条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

② この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の社団

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

③～⑨ （略）

〔事業者団体の禁止行為〕

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一～三 （略）

四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。

五 （略）

〔排除措置〕

第八条の二 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

②・③ （略）

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

〔事業者団体の禁止行為〕

第八条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一～三 （略）

四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。

五 （略）

②～④ （略）

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律附則（抄）

（平成二十五年法律第百号）

〔施行日前に排除措置命令又は納付命令に係る通知があった場合についての経過措置〕

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に一の違反行為について当該違反行為をした事業者又は事業者団体若しくはその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。附則第七条第一項において同じ。）の全部又は一部に対し改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第四十九条第五項（旧法第五十条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知があった場合における当該違反行為を排除し又は当該違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずる手続、課徴金の納付を命ずる手続、課徴金を徴収し又は還付する手続、審判手続（審判官の指定の手続を含む。次条及び附則第四条において同じ。）、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類する手続として公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。